

第3章 給水装置工事の手続き

3.1 給水装置工事の申込みと設計審査

給水装置工事の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、指定工事業者を選定し、管理者に申込みものとする。（条例第10条）

また、指定工事業者は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。（条例第12条第2項）設計審査は、設置する給水装置が構造及び材質の基準並びに倉吉市上下水道局の基準に適合している工事であることを承認するために行う。

ただし、次の工事については別に取り扱う。

(1) 修繕工事

修繕工事（第1章1.4(6)）については、給水装置工事の申込みを口頭で申し込むことができる。（条例第10条第1項ただし書き）

(2) 軽微な変更

規則第13条で定める「給水装置の軽微な変更」（第1章1.4(7)）については、給水装置工事の申込み、設計審査及び検査は求めない。また、工事を行うものを指定工事業者に限定しない。

(3) 貯水槽水道工事

貯水槽水道（受水槽下流の給水設備）については、水道法で定める給水装置には該当しないが、維持管理又は災害時等に助言を行える行うことができるため、参考資料を添えて報告することが望ましい。特に貯水槽水道施設の増設等で使用水量が変わる場合は、給水装置の給水能力に影響があるため着工前の報告を求める。

3.1.1 給水装置工事の手続きの流れ

第10章10.4 「給水装置工事申込フロー図」に示す。

3.1.2 利害関係者の同意

管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求める。（条例第10条第2項）

利害関係者とは次のいずれかに該当するときとする。（規則第5条）

- (1) 第三者の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 第三者の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき。
- (3) 第三者の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

3.1.3 給水装置の工事又は管理に係る誓約

次のいずれかに該当するとき、工事又は管理に係る誓約書（様式-③）の提出を求める。

- (1) 自家用給水設備（地下水設備など）又は貯水槽水道設備などの給水設備の一部又は全部を直結直圧方式の給水装置として利用するとき。

(2) 計画水量が量水器の計量範囲内にはあるが、水圧低下若しくは出水不良の恐れがある、又は正常な水圧若しくは水量があることが証明できないとき。

(3) 給水装置に直結するスプリンクラーを設置するとき（第9章参照）

(4) 特殊器具を設置するとき。

特殊器具とは次のものをいう。

- ① 特殊器具下流の水質を変えるもの。（浄水器、活水器など）
- ② 逆流した場合に水質に与える影響が大きいもの。（薬品類に係る装置など）
- ③ 水圧の変動に影響を受けやすいもの。（タンクレストイレなど）
- ④ その他、管理者が特殊器具と認めるもの。

(5) その他、管理者が必要と認めるとき。

3.1.4 3階直結給水の事前協議

3階以上の建物に直結給水方式の給水装置を設置する場合は、給水装置工事の申込みを行う前に3階直結給水協議書（様式－⑤）を提出し、管理者の承認を受けなければならない。（第8章参照）

3.1.5 給水装置工事の申込みに必要な書類

指定工事業者は、申込みに必要なすべての書類を申込者及び関係者に説明し、了解を得た上で提出する。用紙の大きさは、指定されたものを除き日本工業規格A列4番版とする。

(1) **給水装置工事申込書**（規程規則様式第3号の1）

(2) **給水装置工事設計書**（規程規則様式第3号の2、日本工業規格A列3番版、又は4版）

様式内に記載できない場合は別途添付。図面の作成については、第5章5.8参照。自己認証品を設置する場合は、自己認証（自己適合宣言）書を添付する。

(3) **利害関係者の同意書**（3.1.2参照）

① **支管分岐同意書**（様式－②）

第三者の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。

② **通過路線土地所有者の同意書**（規程規則様式第3号の1の内）

第三者の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき。

③ **土地所有者の同意書**（規程規則様式第3号の1の内）

第三者の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

(4) **給水装置の工事又は管理に係る誓約書**（3.1.3参照）

① **自家用給水設備又は受水槽設備から直結直圧方式へ切替え**（様式－③ア）

② **水圧低下、出水不良**（様式－③イ）

③ **住宅用スプリンクラー、特定施設用スプリンクラー**（様式－③ウ）

④ **特殊器具**（様式－③エ）

製品の構造図と構造及び材質の基準を満たすことを証明する書類を添付する。

⑤ **その他、管理者が必要と認めるもの**

(5) **受水槽設置台帳** (様式-④)

受水槽を設置するとき (第7章参照)。

受水槽の構造図と受水槽容量計算書 (計画日使用水量計算書) を添付する。また、参考資料として受水槽下流の平面図を添付する。

(6) **量水器一覧** (様式-⑦)

共同住宅等の同一敷地内に使用形態 (使用者、建物、用途等) の異なる専用給水装置 (量水器) を設置するとき。 ※各量水器の給水装置工事申込書及び設計書は不要。

(7) **占用許可申請に関する書類** (適宜様式)

道路等を占用する場合。道路管理者等の指示に従う。

(8) **その他、管理者が行政手続き又は設計審査のために必要と認めるもの**

現況写真、公図、登記要約書、計画使用水量計算書、水理計算書など。

3.2 給水装置工事の取消し

給水装置工事を中止し、工事申込みを取消しようとするときは、直ちに管理者へ届け出なければならない。(規程第6条第1項)

(1) **給水装置工事申込みの取消届** (様式-①)

3.3 加入金

給水装置の新設又は量水器を増口径する工事を行う場合、申込者は量水器の口径の区分に従い、条例に定める額の加入金を工事申込みの際に加入金を納付しなければならない。 (条例第32条の2第1項及び第2項) このうち、増口径の工事に伴い徴収する加入金の額は、新口径に係る加入金の額と、旧口径に係る加入金の額との差額とする。(条例第32条の2第1項ただし書)

なお、加入金は上下水道局が発行する「納入通知書」により、倉吉市公営企業水道事業 出納取扱金融機関等又は上下水道局 お客様センター 窓口にて納入する。ただし、簡易水道事業の加入金の納入については、水道事業出納取扱金融機関等に限る。 量水器の貸与は、納入が確認できた後とする。

また、既納の加入金は返還しない。ただし、工事を中止し、又は変更したときは、この限りでない。(条例第32条の2第3項)

3.3.1 加入金の減免

家屋の新築、改築、増築等の工事で使用する臨時用水に係る加入金は、免除する。

3.3.2 給水装置の廃止に伴う加入金の取扱い

次のいずれかに該当するときは、条例第32条の2又は条例第35条に基づいて加入金を減免等することができる。

給水管の増口径の工事申込者から徴収する加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と、旧口径に応ずる加入金の額との差額とする。(条例第32条の2ただし書き)

すでに既に所有する単一又は複数の給水装置を廃止し、単一又は複数の給水装置を新設しよ

うとする場合は、新設しようとする給水装置の口径に~~応ずる~~係る加入金の額の合計と、廃止しようとする給水装置の口径に~~応ずる~~係る加入金の額の合計との差額を徴収とする。(倉吉市土水道加入金取扱要領第6条)

なお、~~当該措置は減額の適用期間は~~、給水装置を廃止した日から概ね1年を超えない~~範囲期間に限るものとする。~~(同要領第7条)

~~家屋の新築等の工事で使用する臨時用水に係る加入金は、免除する。ただし、その他の工事、興行、催物等に使用する場合はこの限りでない。~~(同要領第8条)

3.4 設計審査及びしゅん工検査手数料

指定工事業者は、条例に定める額の手数料を工事しゅん工後に納付しなければならない。(条例第33条)手数料は、しゅん工検査後、上下水道局が発行する「納入通知書」により、水道事業出納取扱金融機関等又は上下水道局~~お客様センター~~窓口にて納入する。

3.5 工事期間における給水契約

3.5.1 工事期間における給水申込

新設工事の期間中に当該給水装置で給水を希望~~される~~する場合は、使用目的が当該工事に用いる飲用に使用しない場合に限り給水を認める。

3.5.2 工事完成後の使用者の切替え

工事期間中に工務店や指定工事業者で給水契約を行っている場合は、使用中止の届出を行い、しゅん工検査後に工事申込名にて給水申込みを行う。

3.5.3 給水契約に係る提出書類

(1) 給水申込み及び使用状況変更届 (規程規則様式第5号)

- ① 給水を開始するとき
- ② 給水を中止するとき
- ③ 給水装置を廃止するとき

(2) 給水装置使用者等変更届 (規程規則様式第8号)

- ① 給水装置使用者の契約内容(名義人、請求先など)を変更するとき
- ② 給水装置所有者の変更をするとき
所有を証明するもの(要約書、売買契約書など)を添付する。

3.6 しゅん工検査

しゅん工検査は、給水装置工事が適正に施工されたかを判断するもので、書類検査及び現地検査により、設置した給水装置が構造及び材質の基準並びに倉吉市上下水道局の基準に適合していることを確認する。給水装置工事が完成したときは、速やかにしゅん工検査申込みを行わなければならない。(条例第12条第2項)新設工事の場合は引渡し前の検査を原則とする。

しゅん工検査は、その位置、構造、材質若しくは機能又は漏水の有無についてこれを行う。(材料工法規程第15条)

3.6.1 しゅん工検査（書類検査）

しゅん工検査の申込みに必要な書類については、維持管理に活用できるように心掛ける。用紙の大きさは、指定されたものを除き日本工業規格A列4番とする。

- (1) **給水装置工事しゅん工検査申込書**（[規程](#)様式第4号）
- (2) **給水装置工事設計書**（[規程](#)様式第3号の2、日本工業規格A列3番）
施工の承認を受けた給水装置工事設計書に精算数量を記載したもの。
- (3) **工事状況写真**
 - ① **給水管分岐及び布設状況写真**（様式-⑥ア）
配水管から取り出しするとき。
取出部分の位置及び深さ、継手等の位置や構造、他の分水栓や配水管の継手との離隔が確認できるように撮影する。
 - ② **量水器設置状況写真**（様式-⑥イ）
量水器周辺を工事するとき。
1次止水栓から2次止水栓までの給水装置を確認できるように撮影する。メーターボックス及び量水器のふたは開けた状態で流水方向が確認できるように撮影する。
 - ③ **埋設表示ピン設置状況写真**（様式-⑥ウ）
配水管から取り出しするとき。
 - ④ **水圧試験状況写真**（適宜様式）
公道部（配水管分岐箇所から量水器上流まで）
宅内部（量水器下流から末端水栓まで）
 - ⑤ **埋設表示シート設置状況写真**（適宜様式）
公道内に水道管を布設するとき。
 - ⑥ **敷地内水道管布設状況写真**（適宜様式）
敷地内に水道管を埋設するとき。埋設深さが確認できるように撮影する。
増設・改造工事の場合、既設管との分岐状況が確認できるように撮影する。
 - ⑦ **屋内水道管布設状況写真**（適宜様式）
屋内に水道管を配管するとき。
 - ⑧ **給水方式切替え状況写真**（適宜様式）
井戸や貯水槽水道から直圧方式へ切替えるとき。切り離し及び接続が確認できるように撮影する。
 - ⑨ **受水槽設置状況写真**（様式-⑥エ）
受水槽を設置するとき。建物との位置関係、有効容量表記が確認できるように撮影する。
 - ⑩ **特殊器具設置状況写真**（適宜様式）
特殊器具を設置するとき。近景、遠景を撮影する。

- (4) **水圧試験チャート紙**（台紙に添付、写しでも可）
公道部と宅内部と2箇所
- (5) **占用工事に関する工事記録写真**（適宜様式）
占用工事をした場合。占用許可条件に従う。
- (6) その他、管理者がしゅん工検査のために必要と認めるもの。

3.6.2 水圧試験

給水装置のしゅん工検査における漏水の有無は、水圧試験により行う。（材料工法規程第15条第2項）水圧試験の適切な記録は、施工品質を証明するためにも重要である。

(1) 試験区間

水圧試験は、次の二区間に分けて行う。

- ① 公道部（分水栓から量水器上流まで）
- ② 宅内部（量水器下流から末端水栓まで）

(2) 試験水圧及び試験時間

0.75MPa以上、15分以上

(3) 水圧試験

次のことに注意して記録する。

- ① 記録計、水圧計の補正を行った上で測定を開始する。
- ② 0.0MPaで開始又は終了し、チャート紙で0.0MPaが確認できる。
- ③ 水圧計の指針とチャート紙の指示が一致している。

(4) 水圧試験の状況写真

次のことに注意して撮影する。

- ① 近景：水圧計の指針が0.75MPa以上であることが確認できる。試験装置の全体像が確認できる。
- ② 遠景：工事場所での試験であることが確認できる。
- ③ 給水装置と試験装置の接続が確認できる。

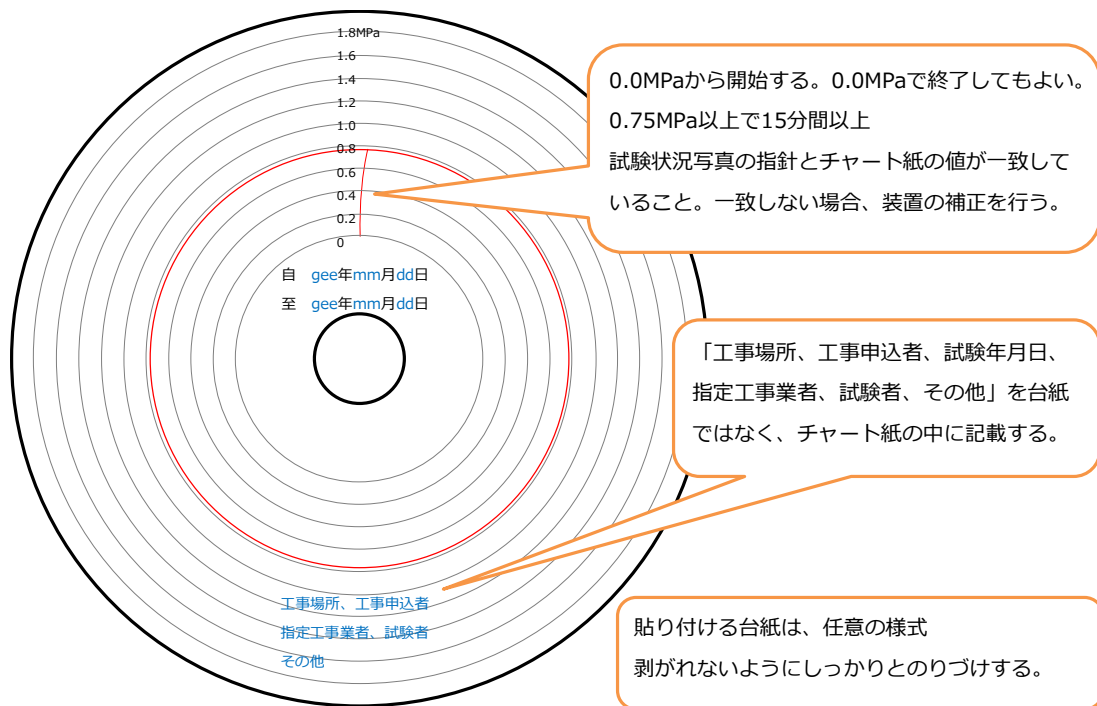
(5) 提出方法

日本工業規格A列4番の台紙にのりで貼り付けて提出する。

写しでも可。その場合はカラーコピーに限る。

試験開始前に次の項目をチャート紙の余白に記載する。台紙には記載しない。

- ① 工事場所 ② 工事申込者 ③ 試験年月日
- ④ 指定工事業者 ⑤ 試験者 ⑥ 試験区間 ⑦ その他



3.6.3 しゅん工検査（現地検査）

管理者が認める場合は、しゅん工検査の立会いを求める。その際は、工事に選任された主任技術者が立会う。検査の結果、指摘を受けた箇所は、速やかに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

量水器周辺を舗装する場合又は造成地等の代用配水管については、舗装施工前に管理者の検査を受けておくことが望ましい。舗装施工後に手直しがあった場合は、復旧の費用も高額になり、見栄えも好ましくない。

3.7 しゅん工後の維持管理

給水装置工事完了後に止水栓若しくは量水器（ボックス含む）の深さを変更し、又は構造物を設置し、給水装置の維持管理に支障が生じることのないように、施主及び建築工事業者等関係者に対して事前に説明する。

指定工事業者は、工事の記録を作成日より3年間保管することが義務付けられている。（法施行規則第36条第6号）

指定工事業者は、しゅん工検査に合格した工事であっても、完了後6月以内に生じた故障については無償で修補しなければならない。ただし、その故障が不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によると認められるものについては、この限りでない。（倉吉市水道事業指定給水装置工事業者規程第15条第1項）

指定工事業者は、しゅん工検査に合格した後、給水装置工事申込者に対し次の申請書類の写しを渡し、給水装置の維持管理に努めるよう説明を行う。

- ① 規程様式第3号の1 給水装置工事申込書
- ② 規程様式第3号の2 給水装置工事設計書(図面等含む)

③ 様式-②～⑤ 誓約書等

3.8 給水装置工事に係る各種様式

様式番号	様式の名称
規程様式第3号の1	給水装置工事申込書
規程様式第3号の2	給水装置工事設計書
規程様式第4号	工事しゅん工検査申込書
規程様式第5号	給水申込及び水道使用状況変更届
規程様式第8号	給水装置使用者等変更届
様式-①	給水装置工事申込みの取消届
様式-②	支管分岐同意書
様式-③ア	誓約書（自家用給水設備又は受水槽設備を水道直結直圧方式へ切替）
様式-③イ	誓約書（水圧低下又は出水不良のおそれがあるとき）
様式-③ウ	誓約書（給水装置に直結連結するスプリンクラー設備の設置）
様式-③エ	誓約書（特殊器具の設置）
様式-③オ	配水管寄付願
様式-④	受水槽設置台帳
様式-⑤	3階直結給水協議書
様式-⑥ア	給水管の分岐及び布設 状況写真
様式-⑥イ	量水器設置 状況写真
様式-⑥ウ	給水管埋設表示ピン設置 状況写真
様式-⑥エ	受水槽設置 状況写真
様式-⑦	量水器一覧

		合 議	担 当	係 長	課長補佐	課 長
給 水 装 置 工 事 申 込 書			受付	第 _____ 号		
				令和 年 月 日		
工 事 の 種 類	新設 ・ 改造 ・ 臨時 ・ 止代 ・ 撤去					
給水装置所在地	倉吉市					
(フリガナ) 使 用 者 氏 名						
条 件	倉吉市水道事業給水条例第14条第2項の規定により水道工事完成後は、公道部分の装置は、維持管理上市に帰属する。					
同 意 書						
上記工事の施行に同意します。						
令和 年 月 日						
家屋所有者	対象家屋所在地	倉吉市				
	所有者住所					
	氏 名	(印)				
土地所有者	対象土地所在地	倉吉市				
	所有者住所					
	氏 名	(印)				
通過路線土地所有者	対象土地所在地	倉吉市				
	所有者住所					
	氏 名	(印)				
上記の給水装置工事を次の指定給水装置工事事業者により施行したいので申し込みます。						
令和 年 月 日						
(宛先) 倉吉市長		郵便番号				
		住 所				
		申込者				
		氏 名	(印)			
上記給水装置工事を施行したいので、承諾くださいますよう設計書を添えて申し込みます。						
令和 年 月 日						
(宛先) 倉吉市長		指定給水装置工事事業者				(印)
承認年月日						

様式第3号の2(第4条関係)

給水装置工事設計書	住所	工種					指定給水装置工事事業者				
		新設	改造	臨時	止代	撤去					
	氏名	受付					第 号				
							主任技術者				
							責任技能者				
公道部分							宅内工事主要材料				
設計				精算			設計			精算	
名称	寸法	数量	単価	金額	数量	金額	名称	寸法	数量	数量	
サドル分水栓											
リフト式逆ボ止水栓											
量水器											
直結用量水器BOX											
補助止水栓 (ボール式)											
補助止水栓BOX											
小計											
分水栓 建込工											
止水栓 取付工											
量水器 取付工											
ビニル管布設工											
							設計		令和 年 月 日		
							着工		令和 年 月 日		
							しゅん工		令和 年 月 日		
							しゅん工検査		令和 年 月 日		
小計											
分水栓掘削工											
止水栓まで掘削工											
舗装切断											
路面仮復旧費							検査員				
							納付金				
							量水器口径		mm-m/m		
							加入金(負担金)		円		
小計							舗装復旧費	m ² ×	円		
諸経費							設計審査及びしゅん工検査手数料	×1.5%	円		
運搬費											
小計											
工事費合計											
消費税及び地方消費税							消費税及び地方消費税				
総合計							計			円	

平面図 方位を必ず入れること、管口径・延長を記入のこと (S =)				
公道部平面図 (S =)		公道部断面図 (S =)		位置図
申込者住所			指定給水装置	
申込者氏名			工事事業者名	

合 議	担 当	係 長	課長補佐	課 長

工事しゅん工検査申込書	受付	第	号
		令和 年 月 日	

給水装置所在地	倉吉市
---------	-----

申 込 者 氏 名	
-----------	--

着工及びしゅん工	着工 令和 年 月 日
年 月 日	しゅん工 令和 年 月 日

量 水 器 番 号	φ mm 番号 ー
-----------	--

上記工事がしゅん工したので、検査をお願いします。

~~令和~~ 年 月 日

(宛先)
倉吉市長

住所

指定給水装置工事事業者

氏名 (印)

検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員	
-----------	-------	-------	--

検 査 結 果	
------------------	--

給水	入力	記載内容	口座	再審査	係長	課長

給水申込及び水道使用状況変更届

(宛先) 倉吉市長

※太線内を記入してください

届出年月日 令和 年 月 日

届出人	住所	電話番号				
	氏名	※自署又は記名押印				
届出区分	該当するものに○をしてください。 1 使用開始（新設・臨時・再開栓） 2 使用中 3 使用廃止					
給水装置の場所	倉吉市			下水道接続の有無	有・無	
建物の名称 (アパート、マンション、 店舗名等)				用途		
使用者氏名	(ふりがな) 電話番号					
旧使用者氏名				給水装置の所有者氏名		

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 使用開始 (新設・臨時・再開栓)	使用開始日	※休業日を除いてください。		支払方法	該当するものに○をしてください。	
	<u>令和</u> 年 月 日			納入通知書・口座振替 (※新規・継続) ※金融機関での手続が必要です		
	納入通知書送付先	給水装置の所在地以外の場所に送付を希望の場合に記入してください。				
	〒	-				
2 使用中	使用中止日			清算方法	該当するものに○をしてください。	
	<u>令和</u> 年 月 日			納入通知書・口座振替		
	転居先住所					
	〒	-				
	電話番号					
3 使用廃止	使用廃止日			清算方法	該当するものに○をしてください。	
	<u>令和</u> 年 月 日			納入通知書・口座振替 ※中止から廃止の場合は記入不要です。		
	納入通知書送付先	※中止から廃止の場合は記入不要です。				
	〒	-				
	電話番号					

【水道局記入欄】

整理番号	-	閉栓状況	止水栓・キー・メ確・撤去
検針順路	-	満了年月	年 月
メーター番号	-	適用	月分から(まで)
口径	mm	(備考)	
確認指針	m ³		
開栓・閉栓年月日	年 月 日		

入力	記載内容	口座	再審査	係長	課長

給水装置使用者等変更届

(宛先) 倉吉市長

※太線内を記入してください

届出年月日 ~~令和~~ 年 月 日

届出人	住所	電話番号			
	氏名	※自署又は記名押印			
変更区分	該当するものに○をしてください。 1 使用者変更 2 所有者変更				
給水装置の場所	倉吉市	下水道接続の有無	有・無		
建物の名称 (アパート、マンション、 店舗名等)	用途				
変更年月日	令和 年 月 日				

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 使用者変更	新使用者	住所	電話番号			
		氏名	(ふりがな)			
	旧使用者	住所	電話番号			
		氏名	(ふりがな)			
	変更理由					
支払方法の変更	変更前	口座振替・納入通知書	変更後	請求先 支払方法	旧使用者・新使用者 口座振替・納入通知書	
2 所有者変更	新所有者	住所	電話番号			
		氏名	(ふりがな)			
	変更理由	相続・売買・その他 ()				
	その他	※所有権が移転したことが確認できる書類を添付してください。				

【水道局記入欄】

整理番号	—	(備考)
検針順序	—	
メータ番号	—	
口径	mm	
適用	月分から	

合 議	担 当	係 長	課長補佐	課長	水道技術

給水装置工事申込みの取消届

~~令和~~ 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~

倉吉市長 様

給水装置工事申込者 住 所

氏 名 ㊟

指定給水装置工事事業者

㊟

~~令和~~ 年 月 日付で申込みしました給水装置工事について、
次のとおり申込みの取消をしたいので届け出ます。

給水装置工事受付	第 号	令和 年 月 日
給水装置所在地	倉吉市	
申込みの取消の理由		

備考

1. 着工後に「申込みの取消」をする場合は、現況の図面を添付してください。
2. 着工後に「申込みの取消」をする場合で、水道施設に直結する給水装置がある場合は、工事
しゅん工検査の申込をしてください。

支管分岐同意書

（第三者の給水装置から分岐して給水装置を設置）

~~令和~~ 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~

倉吉市長 様

分岐に同意する給水装置所有者 住所
氏名 ⑩

別添給水装置工事申込書のとおり、給水装置工事に伴う支管分岐に同意します。

この分岐のため出水不良などいかなる事態が生じても当事者間で解決し、水道局 に対し異議は申しません。

給水装置所有者を変更するときは、このことを譲渡人に継承します。

1 分岐元の給水装置

給水装置所在地	倉吉市
使用者氏名	

2 上記給水装置から新たに分岐しようとする給水装置

給水装置所在地	倉吉市
給水装置住所 工事申込者氏名	
備考	

誓 約 書

(自家用給水設備 又は 受水槽設備 を水道直結直圧方式へ切替)

~~令和~~ 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~

倉吉市長 様

給水装置工事申込者 住 所

氏 名 ⑩

給水装置所在地	倉吉市
施設名	
給水装置住所 所有者氏名	⑩
使用者住所 氏名	
設備の種類	<input type="checkbox"/> 自家用給水設備 <input type="checkbox"/> 貯水槽水道 <input type="checkbox"/> その他 (

このたび上記の給水設備を、直結直圧方式の給水装置に切替するにあたり、次の誓約事項を遵守します。

1. 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害が生ずることがあっても、苦情の申し出は致しません。
2. 既設の給水装置を利用する場合は、直結給水圧が原因で既設の給水装置が破損し損害が生ずることがあっても、給水装置所有者において解決します。
3. 既設の給水装置を利用するにあたり、給水装置の構造及び材質の基準(以下、「構造材質基準」という。)に適合しない部分が発見された場合は、給水装置所有者においてただちに改善します。
4. 既設の給水装置を利用することに起因して、水質異常、異物等が検出された場合、給水装置所有者において解決します。
5. 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプを直接連結しません。

既設の給水設備を利用するにあたり、当該設備が構造材質基準に適合していることを確認しました

指定給水装置工事事業者

給水装置工事主任技術者

⑩

誓約書

(水圧低下又は出水不良のおそれがあるとき)

~~令和~~ 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~

倉吉市長 様

給水装置工事申込者 住所
氏名 ⑩

給水装置所在地	倉吉市
給水装置住所 所有者氏名	⑩
使用者住所 氏名	

給水装置工事を行うにあたり、次の理由で水圧低下又は出水不良になるおそれがありますが、次の誓約事項を遵守します。

1. 水圧低下又は出水不良になっても水道局に対し異議の申し立てをせず、給水装置所有者の責任において解決します。また、出水不良を理由に水道料金の不払いはしません。
2. 使用者及び他の同居人に対しても、このことを周知します。
3. 給水装置所有者を変更するときは、このことを譲渡人に継承します。
4. 量水器の適正使用流量を外れる場合は、給水装置所有者においてただちに改善します。

(理由)

誓約書

(給水装置に直結直圧で連結するスプリンクラー設備の設置)

~~令和~~ 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~

倉吉市長 様

給水装置工事申込者 住所
氏名 (印)

施設名	
施設の所在地	
施設の種類	<input type="checkbox"/> 特定施設 <input type="checkbox"/> その他 ()

上記施設において、給水装置に直結直圧で連結するスプリンクラー設備(以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。)を設置するにあたり、次の誓約事項を遵守します。

1. 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道局に責任がない旨を了知します。
2. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、前項の条件がある旨を借家人等に熟知させます。
3. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道局にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道局が責任を負わない旨を了知します。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された給水装置の所有者を変更するときは、このことを譲渡人に継承します。

誓約書

(特殊器具の設置)

~~令和~~ 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~

倉吉市長 様

給水装置工事申込者 住所
氏名 ⑩

給水装置所在地	倉吉市
給水装置住所 所有者氏名	⑩
使用者住所 氏名	

次の特殊器具を設置するにあたり、次の誓約事項を遵守します。

1. 水質を変化させる器具については、当該器具下流の水質について水道局に責任がない旨を了知します。
2. 当該器具が原因で水圧低下又は出水不良が生じても、給水装置所有者の責任において解決します。
3. 逆流のおそれがある器具については、逆流防止の措置をし、適切に維持管理します。
4. 当該器具を設置した事によりいかなる事態が生じても当事者間で解決し、水道局 に対し異議は申しません。また、それを理由に、水道料金の不払いはしません。

特殊器具の概要

製造会社	
商品名	
規格・品番	
性能基準適合証明方法	<input type="checkbox"/> 自己認証 <input type="checkbox"/> 第三者認証 <input type="checkbox"/> JIS認証 <input type="checkbox"/> 日本水道協会検査 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ カタログ（型式等が記載してあるもの）及び認証品である場合は認証登録証の写しを添付

配水管寄付願

~~令和~~ 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~

倉吉市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

配水管を下記のとおり、~~布設~~ 布設替 しましたので、倉吉市上下水道局へ寄付します。

布設場所	
口径	
材質	
延長	
仕切弁 消火栓	
しゅん工年月日	
添付書類	位置図、しゅん工図、写真

施工工事事業者 ⑩

受水槽設置台帳		整理番号	
設置場所	倉吉市		
施設の名称			
設置年月日	令和 年 月 日		
所有者	住所		
	氏名		
使用者			
使用目的			
施工業者		電話	
消火施設	有 ・ 無 (施設内容：)		
直圧水栓	有 ・ 無 (受水槽流入の一次側に設置)		
給水設備	ボールタップ 口径 型式		
揚水(又は加圧) ポンプ関係	ポンプ給水用管口径		
	揚水量	ℓ/分	台数 台
水槽設置位置	受水槽		高置水槽
	屋内 ・ 屋外		屋内 ・ 屋外
水槽材質	FRP ・ 鋼材		FRP ・ 鋼材
	その他 ()		その他 ()
水槽形状 幅×奥行×高さ	m ³		m ³
	有効容量 幅×奥行×有効高さ		m ³
流入管	口径		口径
越流管	口径		口径
水抜管	口径		口径
警報装置	有 ・ 無		有 ・ 無
修繕委託業者		電話	
備考			

令和 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~
倉吉市長 様

給水装置工事申込者 住所
氏名 ㊟

3階直結給水 協議書

「倉吉市給水装置工事設計施工基準」に基づき次のとおり給水装置の構造計算を
しましたので、直結給水の可否について確認をお願いします。

記

1 給水装置の設置場所 倉吉市

2 建築物の概要 新築 既設 階建

3 添付書類

(1) 位置図

(2) 給水装置構造設計書

(3) 使用水量計算書及び水理計算書

(4) 配水管から3階給水栓までの平面図及び立面図

(5) 水圧記録紙の写し

(6) 建築確認書の写し（新築の場合）

給水装置の概要		
1 建築物の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 業務用ビル <input type="checkbox"/> (
2 給水戸数 (用途内容)	①住居 戸 ③事務所 戸 ②店舗 戸 ④その他 戸 合計 戸	
3 1日最大使用量	使用水量計算書より m ³ /日	
4 配水管、給水管 及び量水器の口 径	①配水管 mm ③量水器 mm 個 ②給水管 mm mm 個 mm 個	
5 給水装置所在地 又は周辺の水圧	①測定場所	
	②測定日	年 月 日 年 月 日 から 日間 から 日間
	③最小動水圧	MPa MPa
6 指定工事業者	住所 氏名 ㊟	

誓 約 書

特例として3階直結給水をするにあたり、次のことを誓約します。

1. 水圧低下又は出水不良になっても水道局に対し異議の申し立てをせず、給水装置所有者の責任において解決
2. 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害が生ずることがあっても、苦情の申し出は致しません。
3. 負圧の発生により設備の破損等が生じないように、負圧破壊又は逆流防止の措置をし、適切な維持管理をします
4. 給水装置所有者を変更するときは、このことを譲渡人に継承します。

令和 年 月 日

~~倉吉市上下水道局~~
倉吉市長 様

給水装置工事申込者 住所
氏名 ㊟

令和 年 月 日

様

~~倉吉市上下水道局~~
倉吉市長

3階直結給水の協議に係る通知

~~令和~~ 年 月 日付で協議のあった直結給水については、次のとおりとします。

記

1 直結給水の可否 承認 不承認

2 施工の条件又は不承認の理由

給水管分岐及び布設 状況写真		整理番号							
給水装置工事受付	第	号	令和 年 月 日						
給水装置所在地	倉吉市								
給水装置工事 申込者	住所								
	氏名								
指定給水装置工事事業者									
給水装置工事主任技術者		撮影	令和 年 月 日						

<p style="text-align: center;">写真添付</p> <p style="text-align: center;">公道部の給水管の分岐及び布設の状況</p> <p>配水管からの分岐部と1次止水装置が左右に並ぶように撮影 1枚で収まらない場合は、本様式を数枚添付してください。</p> <p>(撮影の注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分岐部と他の分岐及び継手との離隔が確認できる。 給水管が確認できる。(明暗の調整) 給水管の深さが確認できる。 給水管の継手が確認できる。 維持管理に活用できる撮影を心がける。 	<p style="text-align: center;"><u>全 景</u></p> <p>分岐元の配(給)水管</p> <p>(管種)</p> <p>(管径)</p> <p>(土被り) m</p> <p>給水管</p> <p>(管種)</p> <p>(管径)</p> <p>(土被り) m</p>
<p style="text-align: center;">写真添付</p> <p style="text-align: center;">公道部の給水管の分岐及び布設の状況</p> <p>配水管からの分岐部が前、1次止水装置が奥になるように撮影 1枚で収まらない場合は、本様式を数枚添付してください。</p> <p>(撮影の注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分岐部と他の分岐及び継手との離隔が確認できる。 給水管が確認できる。(明暗の調整) 給水管の深さが確認できる。 給水管の継手が確認できる。 維持管理に活用できる撮影を心がける。 	<p>分岐使用材料</p> <p>(名称)</p> <p>(規格)</p> <p>(備考)</p>

量水器設置 状況写真		整理番号																		
給水装置工事受付		第	号	令和 一 年 月 日																
給水装置所在地		倉吉市																		
給水装置工事 申込者	住所																			
	氏名																			
指定給水装置工事事業者																				
給水装置工事主任技術者			撮影	令和 一 年 月 日																

写真添付

量水器の設置位置（遠景）

建築物と量水器の位置関係が分かるように撮影

(撮影の注意点)

- ・ ボックス設置後に撮影、外構は未着工でも可。
- ・ バルブボックス、メータボックスを開ける。
- ・ ボックス内に水がたまっている場合は排水する。
- ・ 維持管理に活用できる撮影を心がける。

全 景

(オフセット)

向かって

(右・左)側の境界から

m

写真添付

量水器の設置状況（近景）

量水器付近を近景で、止水装置の種類が確認できるように撮影

(撮影の注意点)

- ・ ボックス設置後に撮影、外構は未着工でも可。
- ・ バルブボックス、メータボックスを開ける。
- ・ メータの上蓋を開ける。
- ・ ボックス内に水がたまっている場合は排水する。
- ・ 維持管理に活用できる撮影を心がける。

近 景

(オフセット)

手前

から

m

埋設表示ピン設置 状況写真		整理番号								
給水装置工事受付	第	号	令和 年 月 日							
給水装置所在地	倉吉市									
給水装置工事 申込者	住所									
	氏名									
指定給水装置工事事業者										
給水装置工事主任技術者		撮影	令和 年 月 日							

写真添付

給水管埋設表示ピンの設置位置（遠景）

建築物と表示ピンの位置関係が分かるように撮影

（撮影の注意点）

- 給水管上流から下流に向かって撮影
- 1次止水装置又は量水器との位置関係がわかるように。

全 景

（オフセット）

向かって

（右・左）側の境界から

m

写真添付

給水管埋設表示ピン 設置位置（近景）

隣地又は道路境界と表示ピンの位置関係が分かるように撮影

（撮影の注意点）

- 給水管上流から下流に向かって撮影
- 1次止水装置又は量水器との位置関係がわかるように。

近 景

受水槽 設置状況写真		整理番号									
給水装置工事受付	第	号	令和	年	月	日					
給水装置所在地	倉吉市										
給水装置工事 申込者	住所										
	氏名										
指定給水装置工事事業者											
給水装置工事主任技術者		撮影	令和	年	月	日					
<p>写真添付 受水槽 設置位置</p> <p>建物と受水槽の位置関係が分かるように撮影</p>							<p><u>全 景</u></p>				
<p>写真添付 受水槽 設置状況</p> <p>容量等の表示が見えるように撮影</p>							<p><u>近 景</u></p>				

様式-⑦

量水器一覧		給水装置工事受付	第	号
			令和	年
申込者氏名		給水装置所在地	倉吉市	
建物名称		指定給水装置工事事業者		
量水器配置図(官民境界から量水器までの配管も記載すること)				
部屋番号	量水器口径	量水器番号	お客様番号	
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		
	φ	—		

※様式内に記載できない場合は様式を追加すること。

合計 φ 個
φ 個

第6章 給水装置工事の施行

6.1 量水器より上流側（公道部）の給水装置工事の施行

配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器まで（以下「公道部」という。）の工事に用いようとする給水管及び給水用具の指定並びに当該工事の方法その他施行上の条件については、給水装置工事の施行時における配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止するとともに、漏水時及び災害時等の緊急工事の円滑な実施を確保するため、材料工法規程により必要な事項が定められている。

6.1.1 公道部の給水装置工事の従事及び監督

- (1) 公道部の工事を施行する場合には、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように配管技能者（第2章2.4）に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させなければならない。
- (2) 配水管を断水して給水管を分岐する場合の配水管の断水作業は、管理者の指示による。

6.1.2 給水管の口径

- (1) 給水管の口径は、その給水装置による所要水量及び同時使用率を考慮して定める（第5章5.6.2）。また、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと（第4章4.1）。
- (2) 道路内に布設する給水管の口径は、原則として20mm以上とする。また、分岐しようとする管の口径以下でなければならない。

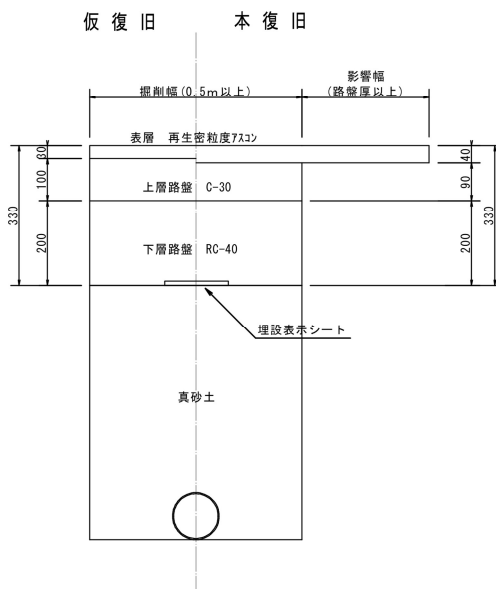
6.1.3 給水管の分岐の基準

- (1) 給水管の引き込みは、一専用給水装置について一分岐とする。ただし、共同住宅等同一敷地内に使用形態の異なる専用給水装置を設置する場合は、この限りではない。
- (2) 配水管から給水管を分岐するときは、管理者が特に認めるものを除き、次の区間の配水管から分岐してはならない。
 - ① 異径管及び継手部分
 - ② 口径350mmを越える配水管
 - ③ 交差点、丁字路等に設けられた仕切弁と仕切弁の間の配水管
 - ④ 水路等の構造物の下越し部分
 - ⑤ 橋梁添架管
 - ⑥ その他、維持管理上管理者が分岐に不相当と認めた配水管
- (3) 取付口
 - ① 分水栓の取付口及び給水管の口径は、原則20mm以上とする。

(3) 掘削断面と舗装構成

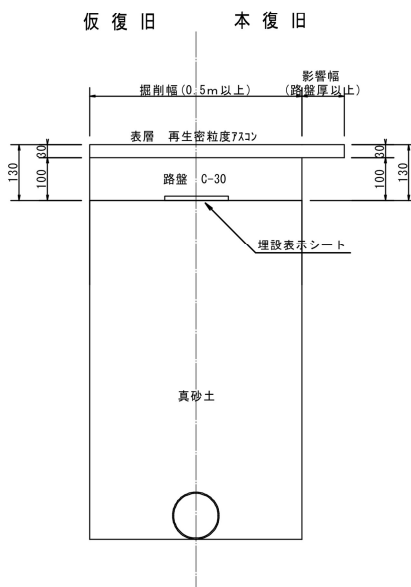
車道部 舗装構成図

※舗装構成については道路管理者に確認すること。



歩道部 舗装構成図

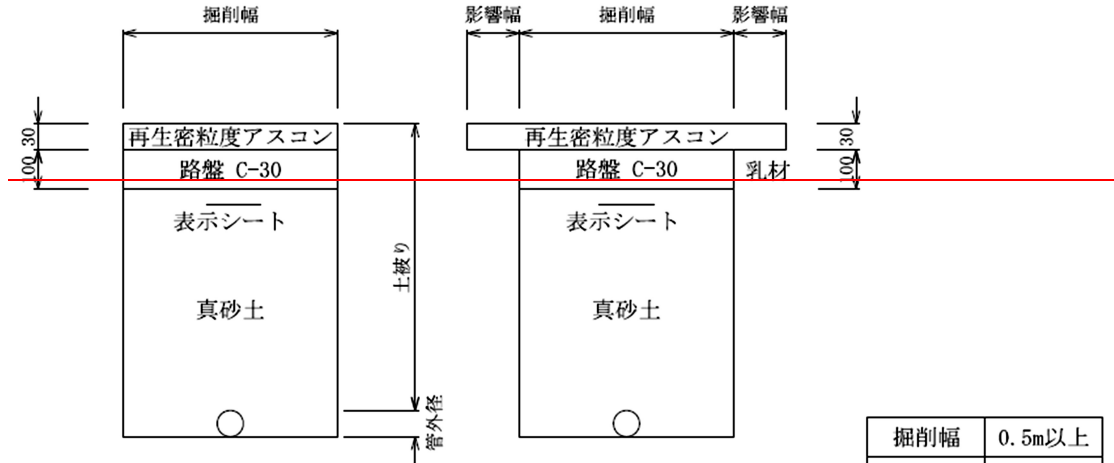
※舗装構成については道路管理者に確認すること。



市道 歩道部

仮復旧

本復旧

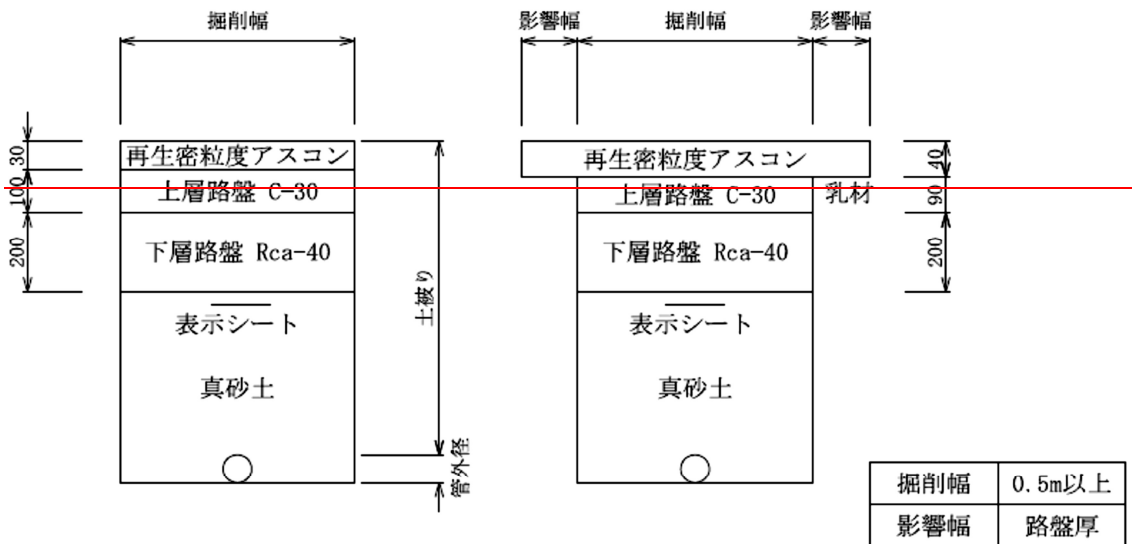


標準であり、道路管理者の指示による。

市道 車道部

仮復旧

本復旧



標準であり、道路管理者の指示による。

第8章 3階直結給水

8.1 3階直結給水について

給水区域において、3階までの建物への直結直圧での給水（以下「3階直結給水」という。）は、分岐する配水管の布設地盤からの階数（地下階を除く）を対象とし、次の項目に適合するものに対し、特例として直結給水を認めるものである。

8.2 適用範囲

(1) 対象地域

建物予定地の直近の配水管水圧を測定した結果、配水管平均水圧が0.30MPa以上である地域。

(2) 対象建物

3階まで（屋上部分を除く。）に給水栓を持つ専用住宅、店舗兼用住宅、**集合住宅**
共同住宅、業務用ビルとする。ただし、次の建物を除く。

- ① 断水時又は水圧低下時においても給水の持続を要する建物
- ② 一時に多量の水を使用する建物
- ③ 緊急避難場所に指定された建物

(3) 建物の規模等

給水する建物の規模等が、次の各項目に適合するもの。

- ① 分岐する給水管の口径が20mm以上50mm以下で給水が可能であり、かつ1日最大計画使用量が、20m³以下であること。
- ② 建物の高さが、配水管が布設してある道路面から15m以下であること。
- ③ **複合共同**住宅の場合は、12戸以内であること。ただし、共用栓は除く。

8.3 適用の条件

- (1) 受水槽方式及び加圧方式との併用は認めない。
- (2) 給水管を分岐する配水管の口径は、75mm以上とする。ただし、管網が形成されている場合のみ、口径50mmの配水管から分岐ができる。
- (3) 専用住宅の場合の給水管の口径及び量水器の口径は次のとおりとする。(図8-2)
 - ① 配水管から分岐する給水管の口径は20mm以上50mm以下とする。
 - ② 量水器は1個とし、口径は20mm以上50mm以下とする。
- (4) 上記以外の建物の場合の給水管の口径並びに量水器の個数及び口径は次のとおりとする。(図8-3)
 - ① 配水管から分岐する給水管の口径は30mm以上50mm以下とする。
 - ② 設置できる量水器は最大12個までとする。ただし共用栓は除く。

- ③ 設置する量水器が1個の場合は、口径 25 mm以上 50mm 以下とする。
- ④ 設置する量水器が2個以上の場合、1階及び2階は口径 13 mm以上、3階は口径 20 mm以上とする。
- (5) 3階への立ち上がり管の口径は 20 mm以上とする。
- (6) 同時使用したとき、当該給水装置の末端又は最高位で最小動水圧 0.05MPa 以上を保つことができる給水能力を有すること。また、各部において管内流速が過大でないこと。空気調和・衛生工学会では、2.0 m/s 以下としている。

(7) 水理計算時の設計配水管水圧は 0.2MPa とする

(8-7) 逆流防止装置の設置

- ① 量水器の流入側に上下水道局の指定した逆流防止装置を設置する。
- ② 2階及び3階の立ち上がり管の根元部分に、逆流防止装置（ボックス含む）を設置する。

(9-8) 3階直結方式の明示

3階直結給水の給水装置であることがわかるように、メータボックスのフタの色又は、フタの市章を黄色とする。

(10-9) その他の事柄については、第4章から第6章までに基づく。

8.4 自家用給水設備又は受水槽方式等からの切替え

(1) 既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることが望ましいが、既設配管を流用する場合には次の条件を満足していることを確認すること。

- ① 既設配管の材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条の給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。
- ② 既設配管の配管形式が明確であること。
- ③ 既設配管の配管材質が劣化による腐食等での漏水の心配がなく、耐水圧が十分に確保できるものであること。既設配管の耐圧試験 0.75MPa 5 分間。
- ④ 既設配管の給水管口径が計画使用数量に対して適正であること。
- ⑤ 既設配管から供給される水が、水道水の水質基準に適合していること。

直結給水への切替え前において、水道法第 20 条第 3 項に規定する者による水質試験を行い、水道法第 4 条に定める水質基準を満足していることを確認する。（平成 17 年 9 月 5 日付建水発第 0905002 号）

採水方法：毎分 5ℓの流量で 5 分間流し捨てた後、15 分間滞留させて採水

※試験項目：味・臭気・色度・濁度・残留塩素・鉄 等

- ⑥ その他既設配管を使用して不具合が生じないものであること。
- ⑦ 受水槽以降の既設給水設備をそのまま給水装置として使用する場合は、劣化状況等を確認して次の書類を提出すること。

- ア 既設給水設備の把握及び劣化状況報告書
- イ 受水槽以降、既設給水管構造図
- ウ その他特に必要と認められるもの

⑧ 劣化状況の調査方法については「直結給水システムガイドラインとその解説」(厚生省生活安全衛生局水道環境部水道整備課監修)を参考とし、協議により決定する。

- (2) 既設配管から異物が出る場合は、配管替え等対策を講じること。
- (3) 既設配管を使用する場合は、誓約書(様式-③ア)を提出すること。
- (4) ユニットポンプ、加圧ポンプ等すべて撤去すること。
- (5) 給水管の口径変更を行った際に不要となる給水装置の撤去工事を行うこと。

8.5 3階直結給水方式の事前協議と承認

手続きの流れを図8-1に示す。

(1) 3階直結給水協議書

3階直結給水を受けようとする者(以下、「申込者」と言う。)は、給水装置工事の申込み前に上下水道局と協議し、3階直結給水方式の承認を得なければならない。協議は、**3階直結給水協議書**(様式-⑤左)によって行う。

- ① 3階直結給水協議書は3部提出する。(申込者用、指定工事業者用、上下水道局用)
- ② 申込者は、**誓約書**(様式-⑤右)にて、断水又は水圧低下等に関する諸問題についての誓約をする。

(2) 水圧調査

申込者は上下水道局の指示に従って給水予定地付近において水圧調査を行う。

- ① 水圧調査は、給水予定地の最寄りの消火栓において48時間を行う。
- ② 給水予定地付近の配水管が管網形成された口径50mmの場合は、給水予定地の最寄りの消火栓のほか、最寄りの給水管においても水圧測定する。(二ヶ所とも48時間)
- ③ 水圧調査中は、消火栓が使用できない旨を関係機関へ周知する必要があるため、調査10日前までに上下水道局と協議を行い、調査場所と日程の調整を行うこと。

(3) 3階直結給水の承認

3階直結給水の申込みがあったときは、上下水道局で審査し、協議書の中で承認する。承認後、給水装置工事申込書(様式第3号の1)にて工事の申込みを行う。

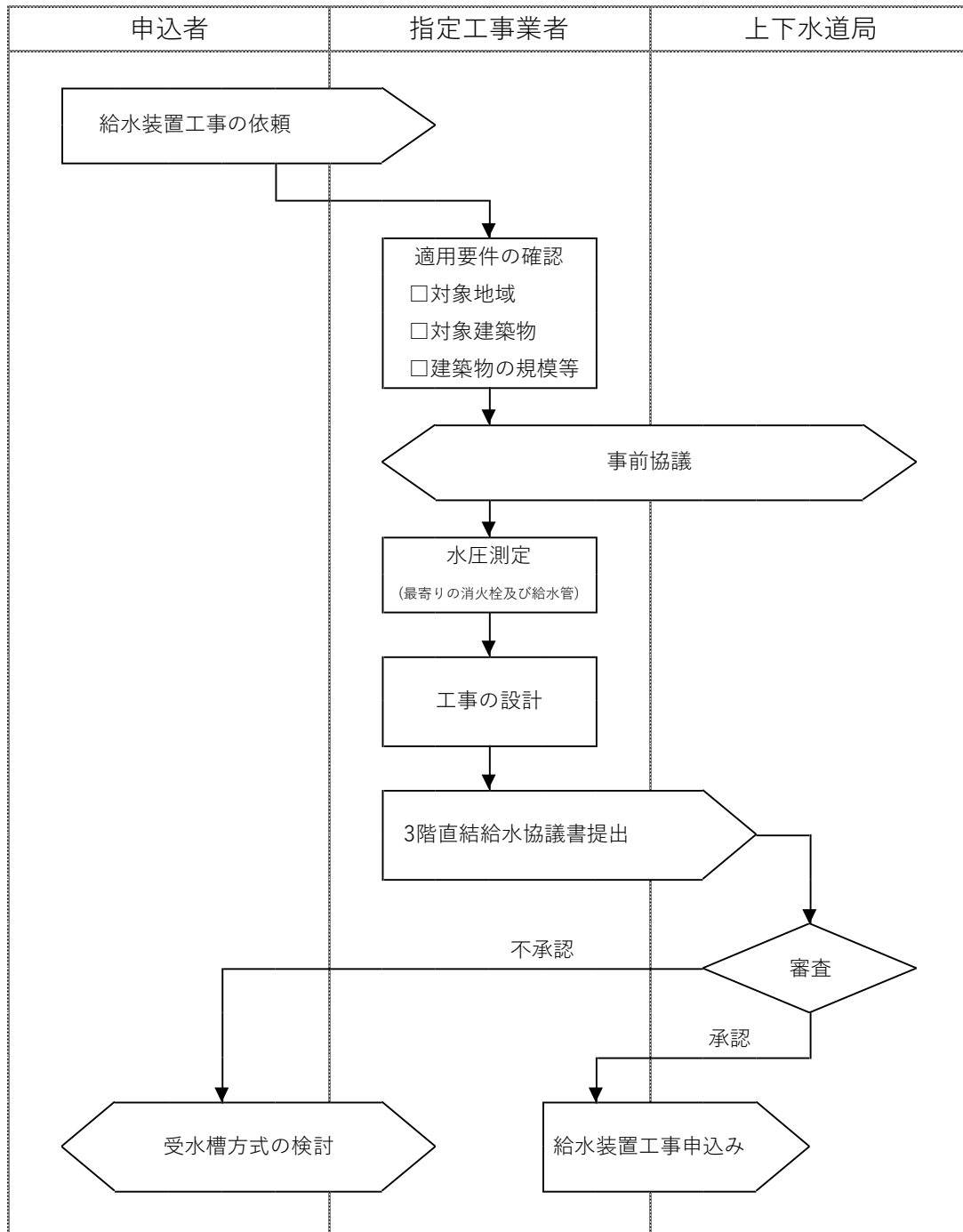


図 8 - 1 3階直結給水フロー図

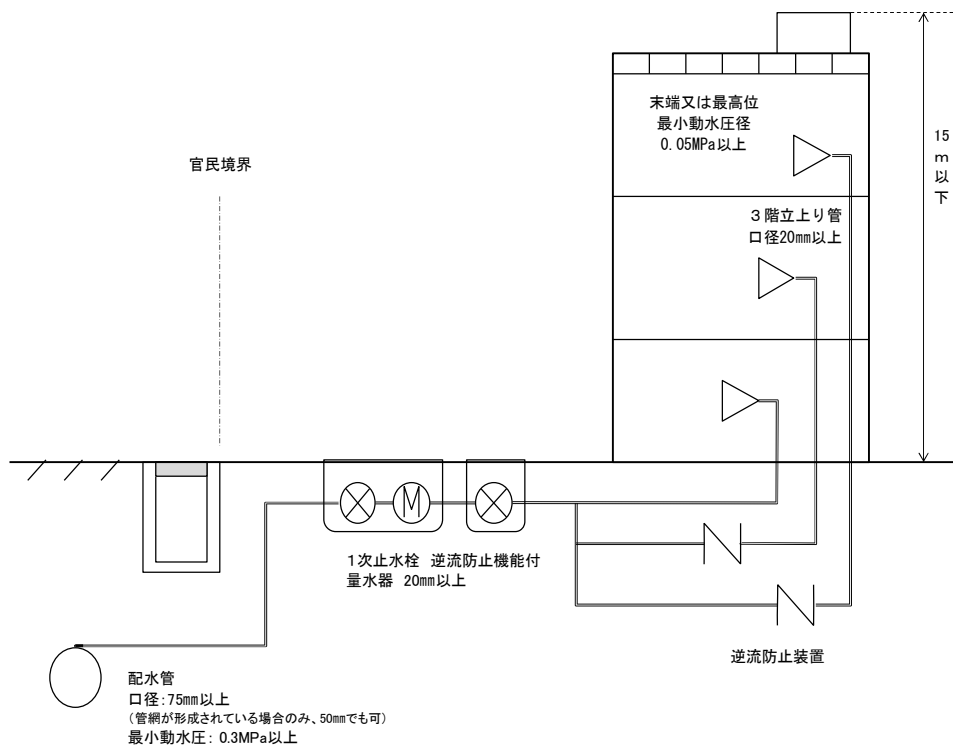
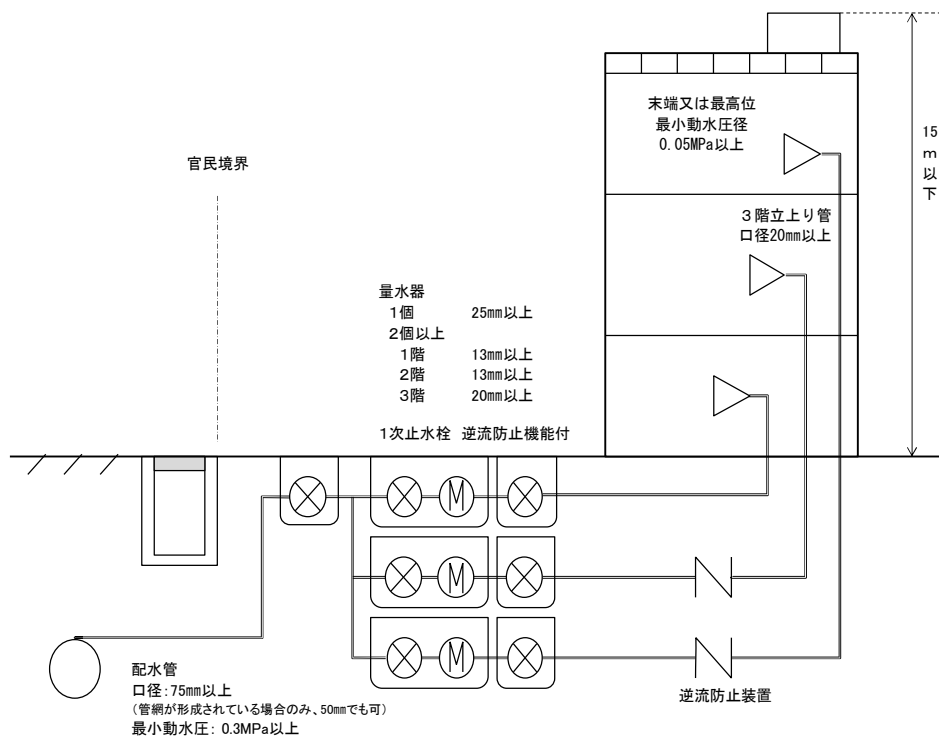


図 8 - 2 専用住宅の例 (個人 → 共同住宅、3階建1戸、量水器1個)



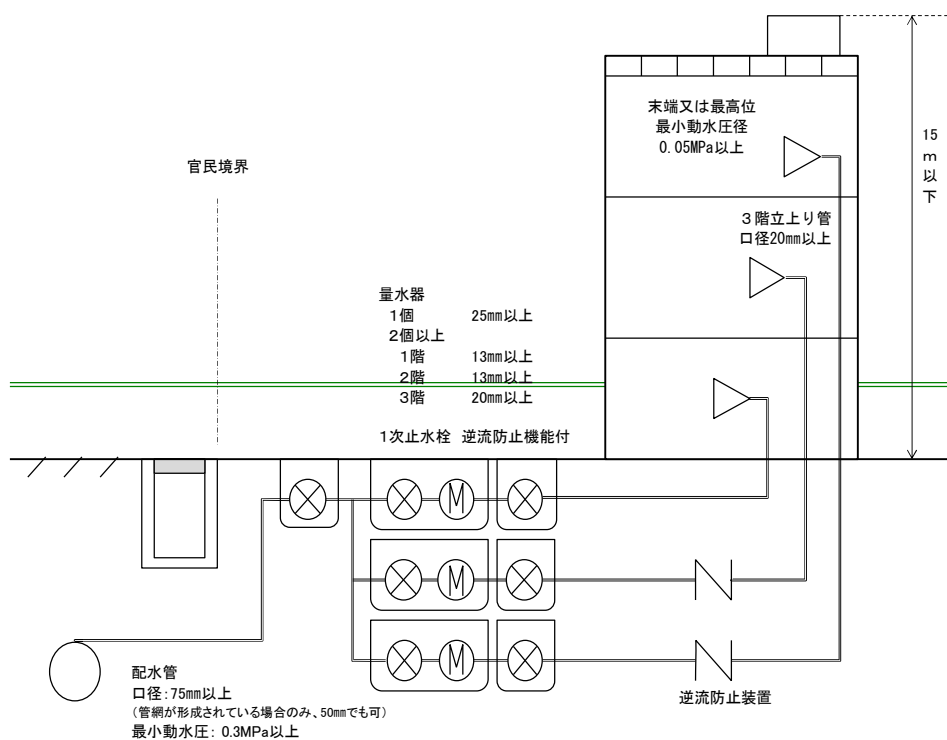
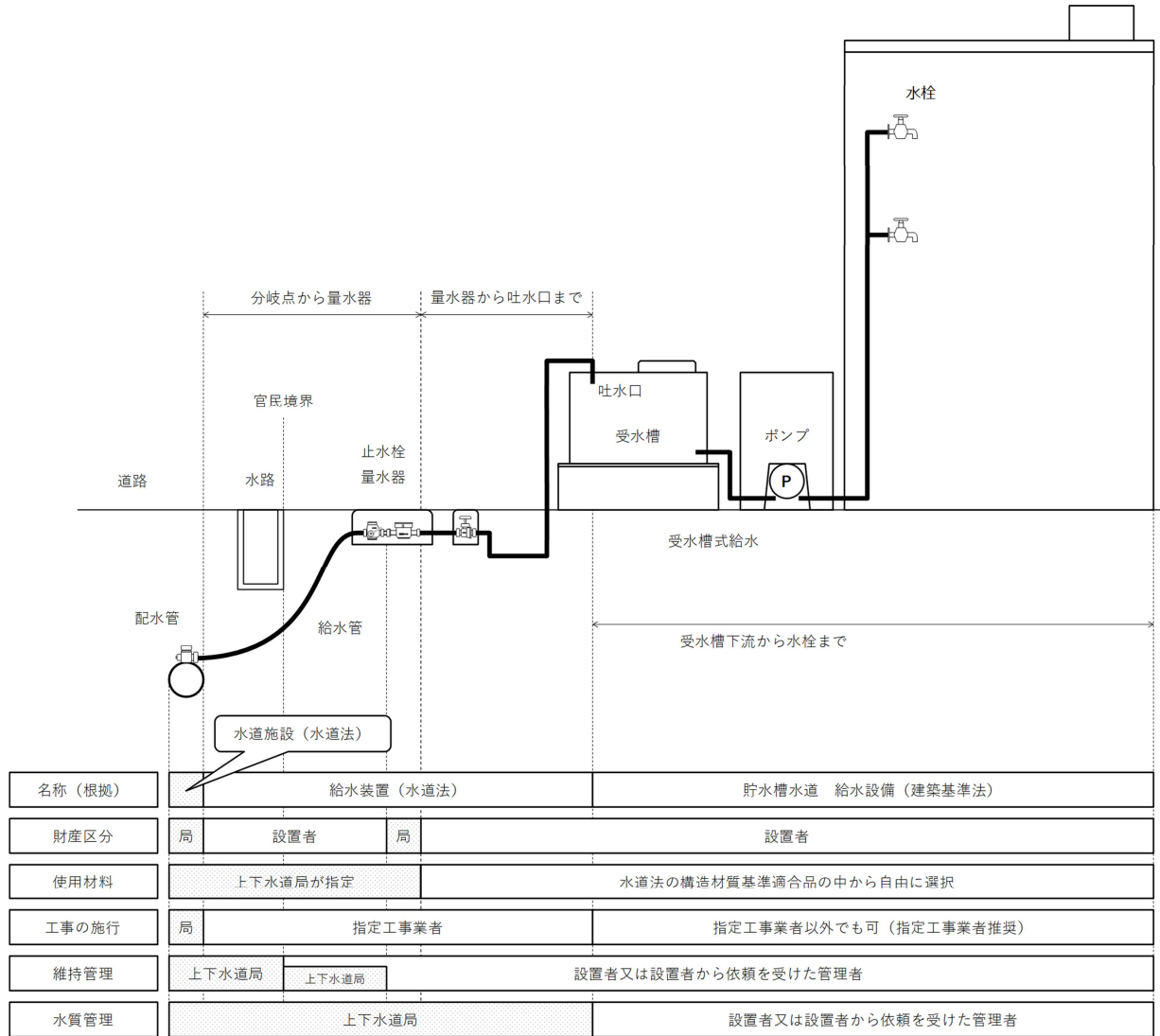


図8-3 **複合共同住宅(住宅を含む業務用ビル等)**の例
(複合共同住宅、3階建3戸、量水器3個)

第 10 章 資料

10.1 給水装置維持管理等の概要図

※局=上下水道局



- 補足 1 給水装置は一般的に設置者の財産ですが、倉吉市では公道部分に関しては維持管理上、市に帰属しています。(条例第 14 条第 2 項)
- 2 量水器は上下水道局が給水装置の使用者に貸与しているものです。給水装置の所有者又は使用者には保管の義務があります。(条例第 19 条第 3 項)
- 3 量水器上流の給水装置については、漏水、出水不良、止水栓の止水不良の修繕の場合、上下水道局にて無料で修繕します。故意又は過失による場合は有料となります。給水装置の修繕に伴う宅地内の法面、芝生、植木、又は構造物 (大理石、石垣、建築物等) の復旧に関しては、所有者の負担となります。
- 4 配水管の移転や道路管理者の移設命令があった場合、上下水道局にて給水装置に変更を加える工事を行う場合があります。(条例第 17 条)

図 10-1 給水装置維持管理等の概要図 (受水槽式給水)

※直結直圧式給水の場合は、吐水口を水栓とみなす。